

報告事項

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会
委員・役員等の変更

(順不同・敬称略)

1. 変更

【会長】

所属・役職等	後任者	前任者
いちき串木野市 市長	中 屋 謙 治	田 畑 誠 一

【副会長】

所属・役職等	後任者	前任者
いちき串木野市議会 議長	濱 田 尚	下 迫 田 良 信
いちき串木野市 副市長	出 水 喜 三 彦	中 屋 謙 治

【常任委員】

所属・役職等	後任者	前任者
いちき串木野市社会福祉協議会 会長	内 屋 照 男	溝 添 勇
いちき串木野市校長会 会長	町 田 実 徳	西 村 喜 一
串木野市漁業協同組合 専務理事	羽 根 田 正	早 崎 達 哉
いちき串木野市医師会	宮之原 正和	花 牟 禮 康 生
いちき串木野市 福祉課長	久 木 田 聡	宮 口 吉 次

【委員】

所属・役職等	後任者	前任者
いちき串木野市議会 副議長	松 崎 幹 夫	濱 田 尚
いちき串木野市議会 産業教育委員会 委員長	吉 留 良 三	田 中 和 矢
いちき串木野市議会 議会運営委員会 委員長	中 村 敏 彦	原 口 政 敏
第一交通株式会社 串木野営業所 所長	田 中 初 己	栗 山 繁
市来商工会 会長	松 下 明 弘	宇 都 保 介
さつま日置農業協同組合市来支所 市来支所長	高 山 亮	今 屋 良 三
いちき串木野市 財政課長	宮 口 吉 次	出 水 喜 三 彦
いちき串木野市消防本部 消防長	谷 口 浩 貴	平 石 剛

【参与】

所属・役職等	後任者	前任者
鹿児島地域振興局 局長	中 野 功 久	松 本 俊 一
鹿児島教育事務所 所長	谷 川 敬	新 留 克 郎
いちき串木野警察署 署長	福 丸 竜 市	田 淵 孝 徳

第2号議案 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会競技会会期日程について

特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」競技会会期

式典	会場地	式典会場	競技日程										
			10月										
			7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火
総合開会式	鹿児島市	白波スタジアム(鹿児島県立鴨池陸上競技場)	●										
総合閉会式													●

正式競技

競技名	種別	会場地	競技会場	競技日程										
				10月										
				7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火
陸上競技	全種別	鹿児島市	白波スタジアム(鹿児島県立鴨池陸上競技場)							●	●	●	●	●
サッカー	成年男子	志布志市	志布志運動公園陸上競技場						●		●	●		
			しおかぜ公園多目的広場						●	●				
	少年男子	南さつま市	OSAKO YUYA stadium						●	●		●	●	
			加世田運動公園多目的広場						●	●	●			
			吹上浜海浜公園運動広場						●	●	●			
	少年女子	霧島市	国分運動公園陸上競技場							●		●	●	
テニス	成年男女	鹿児島市	東開庭球場		●	●	●	●						
	少年男女		鹿児島県立鴨池庭球場		●	●	●	●						
ホッケー	全種別	薩摩川内市	丸山自然公園人工芝コート		●	●	●	●	●					
			薩摩川内市種脇屋外人工芝競技場		●	●	●	●	●					
ボクシング	成年男子	阿久根市	阿久根総合運動公園総合体育館		●	●	●	●	●					
	少年男子				●	●	●	●	●					
バレーボール	成年男子	いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館		●	●	●	●						
	成年女子	鹿屋市	平和公園串良平和アリーナ		●	●	●	●						
	少年男子	鹿児島市	南栄リース桜島アリーナ(桜島総合体育館)		●	●	●							
	少年女子		西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)					●						
バスケットボール	成年男子	始良市	ビーラインスポーツパーク始良体育館						●	●	●	●		
	成年女子		ビーラインスポーツパーク始良体育館								●	●		
			始良市蒲生体育館(おおくすアリーナ)						●	●				
	少年男子	薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館(サンアリーナせんだい)						●	●	●	●	●	
セーリング	成年男子	鹿児島市	鹿児島市平川特設セーリング会場		●	●	●	●						
	少年男子								●	●	●	●	●	
ウエイトリフティング	成年男子	薩摩川内市	薩摩川内市入来総合運動場体育館									●	●	
	少年男子											●	●	
ハンドボール	全種別	霧島市	霧島市国分体育館		●	●	●	●	●					
			霧島市溝辺体育館		●	●	●	●	●					
			霧島市横川体育館		●	●	●							
			霧島市隼人体育館		●	●								
			霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ		●	●								
自転車	ロード・レース	錦江町 鹿屋市 肝付町 南大隅町	大隅広域特設ロード・レースコース									●		
	トラック・レース	南大隅町	鹿児島県根占自転車競技場					●	●	●	●			
ソフトテニス	全種別	鹿児島市	東開庭球場							●	●	●	●	
卓球	全種別	鹿児島市	あいハウジングアリーナ松元(松元平野岡体育館)						●	●	●	●	●	
軟式野球	成年男子	鹿児島市	平和リース球場(鹿児島県立鴨池野球場)							●	●	●	●	
			鴨池公園野球場(鴨池市民球場)							●			●	
		出水市	ブルーチップスタジアム(出水市総合運動公園野球場)							●	●			
		薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園野球場							●	●			
			日置市伊集院総合運動公園野球場							●	●	●		
相撲	成年男子	奄美市	奄美市名瀬運動公園サンドーム							●	●	●		
馬術	成年男子									●	●	●		
フェンシング	全種別	垂水市	垂水中央運動公園体育館		●	●	●	●						
乗道	成年男子	鹿児島市	西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)								●	●	●	
	少年男子										●	●	●	

正式競技

競技名	種別	会場地	競技会場	競技日程												
				10月												
				7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火		
ソフトボール	成年男子	南九州市	諏訪運動公園陸上競技場		●	●	●									
	少年男子		知覧平和公園陸上競技場		●	●	●									
	少年女子		知覧平和公園多目的球場		●	●	●									
	成年女子	指宿市	開聞総合グラウンド		●	●	●									
バドミントン		全種別	指宿市	指宿総合体育館						●	●	●	●			
弓道	近的	全種別	出水市	出水市総合運動公園特設弓道会場												
	遠的	全種別														
ライフル射撃	50m	全種別	鹿児島市	鹿児島県ライフル射撃場												
	10m	全種別														
	BR, BP	少年男子 少年女子	姶良市	ハートピアかごしま												
	25m	成年男子														
剣道		全種別	霧島市	霧島市牧園アリーナ		●	●	●								
ラグビーフットボール	成年男子	鹿児島市	鹿児島県立サッカー・ラグビー場			●	●									
	女子							●	●							
	少年男子	さつま町	北薩広域公園かぐや姫グラウンド 北薩広域公園運動広場		●	●		●	●							
スポーツクライミング	リード	全種別	南さつま市	南さつま市加世田特設スポーツクライミング会場												
	ボルダリング	全種別														
カヌー	スプリント	全種別	伊佐市	伊佐市菱刈カヌー競技場						●	●	●	●			
	スラローム	成年男子 成年女子	湧水町	湧水町轟の瀬特設カヌー競技場							●			●		
	ワイルドウォーター									●						
アーチェリー		全種別	鹿児島市	鹿児島ふれあいスポーツランド運動広場							●	●	●			
空手道		全種別	薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館 (サンアリーナせんだい)		●	●	●								
銃剣道		成年男子 少年男子	霧島市	霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ							●	●	●			
なぎなた		成年女子 少年女子	枕崎市	枕崎市立総合体育館							●	●	●			
ボウリング		全種別	鹿児島市	サンライトゾーン		●	●	●	●	●						
トライアスロン		成年男子 成年女子	天城町	天城町特設トライアスロン会場		●										

正式競技（会期前実施競技）

競技名	種別	会場地	競技会場	競技日程								
				9月								
				16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日
水泳	競泳	全種別	鴨池公園水泳プール							●	●	●
	飛込	全種別				●	●	●				
	水球	少年男子			●		●	●				
		女子				●	●	●				
	アーティスティック スイミング	少年女子		●								
オープンウォーター スイミング		男子 女子	屋久島町			●						
ボート		全種別	鹿屋市	鹿屋市輝北ダム特設ボートコース					●	●	●	●
バレーボール		少年男子 少年女子	大崎町	大崎町ビーチスポーツ専用競技場	●	●	●	●				
体操	競技	全種別	鹿児島市	西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)					●	●	●	●
	新体操	少年女子		●	●							
	トランポリン	男子 女子				●						
レスリング		成年男子 少年男子 女子	日置市	日置市吹上浜公園体育館					●	●	●	●
ゴルフ		成年男子	霧島市	霧島ゴルフクラブ				●	●	●		
		少年男子		溝辺カントリークラブ				●	●	●		
		女子	姶良市	鹿児島高牧カントリークラブ				●	●	●		

特別競技

競技名	種別	会場地	競技会場	競技日程												
				10月												
				7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火		
高等学校野球	硬式	—	鹿児島市		●	●		●								
	軟式	—	出水市		●	●		●								

公開競技

競技名	種別	会場地	競技会場	競技日程
綱引	—	垂水市	垂水中央運動公園体育館	8月19日(土)～8月20日(日)
ゲートボール	—	指宿市	指宿市宮陸上競技場	9月23日(土)～9月24日(日)
武術太極拳	—	曾於市	曾於市末吉総合体育館	9月23日(土)～9月24日(日)
パワーリフティング	—	知名町	おきえらぶ文化ホールあしびの郷・ちな	9月22日(金)～9月24日(日)
グラウンド・ゴルフ	—	霧島市	霧島市丸岡公園緑地公園	9月23日(土)～9月24日(日)

デモンストレーションスポーツ

競技名	会場地	会場	競技日程
ウォーキング	中種子町	西之表港～種子島中央体育館～宇宙センター	5月27日(土)
エアロビック	出水市	マルマエスポーツセンター出水	5月5日(金・祝)
漕泳	阿久根市	阿久根大島	7月17日(月・祝)
お手玉	鹿児島市	かごしま県民交流センター(大ホール)	5月28日(日)
サーフィン	南種子町	竹崎海岸	7月9日(日)
サイクリング	南さつま市	南さつま市内全域	5月21日(日)
3B体操	いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館	5月14日(日)
史跡巡りウォーキング	東牟婁町	唐仁古墳群周辺	5月20日(土)
	与論町	与論町町内一円	8月27日(日)
ジャズ体操	霧島市	国分海浜公園体育館	6月4日(日)
少年サッカー	宇検村	宇検村野球場	8月5日(土)
少年相撲	瀬戸内町	瀬戸内町大湊緑地公園相撲場	8月19日(土)
少林寺拳法	いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館	6月25日(日)
スポーツウエルネス吹矢	鹿屋市	鹿屋市体育館	5月28日(日)
スポーツチャンバラ	垂水市	垂水中央運動公園体育館	5月5日(金・祝)
ソフトバレーボール	西之表市	西之表市民体育館	6月25日(日)
	日置市	日置市吹上浜公園体育館	5月21日(日)
ターゲット・バードゴルフ	出水市	クレインパークいずみ西側広場	9月10日(日)
ダンススポーツ	姶良市	ビーラインスポーツパーク姶良体育館	4月23日(日)
ディスクゴルフ	南九州市	知覧平和公園	5月14日(日)
ドッジボール	大崎町	大崎町総合体育館	7月2日(日)
ドライビングコンテスト(ゴルフ)	南九州市	地域間交流施設(三豊ゴルフクラブ)	5月28日(日)
パークゴルフ	霧島市	霧島市まきのほら運動公園内 福山パークゴルフ場	7月30日(日)
バウンドテニス	薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館(サンアリーナせんだい)	6月18日(日)
ビーチフラッグス	阿久根市	脇本海水浴場	6月11日(日)
ビリヤード	出水市	ビリヤード&ダーツ 撞球亭	5月21日(日)
フライングディスク	鹿児島市	県立吉野公園内 ディスクゴルフコース、運動芝生広場	5月28日(日)
ふれあいグラウンド・ゴルフ	龍郷町	龍郷町中央グラウンド	9月3日(日)
	徳之島町	徳之島町健康の森総合運動公園	6月18日(日)
ベタンク	姶良市	ビーラインスポーツパーク姶良多目的広場	4月16日(日)
ボート(フネンカー競漕)	喜界町	喜界町湾港(喜界町漁業協同組合前)	8月6日(日)
真向法体操	錦江町	錦江町総合交流センター	6月11日(日)
ママさんバレー	長島町	長島町総合市民体育館	6月11日(日)
マラソン	十島村	十島村各7島	9月30日(土)
ミニバレー	知名町	知名町民体育館、知名中学校体育館	5月28日(日)
ミニバレーボール	伊仙町	伊仙町総合体育館	6月25日(日)
	和泊町	和泊中学校体育館	7月2日(日)
ラジオ体操	三島村	三島開発総合センター	9月9日(土)
ランニングバイク	大和村	奄美フォレストポリス	8月13日(日)
歴史探訪ウォーキング	志布志市	志布志市内一円	5月28日(日)

全 障 ス 第 10 号
令和 4 年 3 月 22 日
(全国障害者スポーツ大会課扱い)

いちき串木野市長 中屋 謙治 殿

鹿児島県知事 塩田 康一



特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」の競技別会期について（通知）

このことについて、中央主催者と協議の上、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

競技名		会 期(令和5年)
正式競技	個人競技	陸上競技（身・知）
		10月28日（土）～30日（月）
		水泳（身・知）
		10月28日（土）～30日（月）
		アーチェリー（身）
		10月29日（日）
		卓球（身・知・精） ※サウンドテーブルテニスを含む
	団体競技	10月28日（土）～29日（日）
		フライングディスク（身・知）
		10月28日（土）～30日（月）
		ボッチャ（身）
		10月28日（土）～29日（日）
		ボウリング（知）
		10月28日（土）～29日（日）
		バスケットボール（知）
		10月28日（土）～29日（日）
		車いすバスケットボール（身）
		10月28日（土）～29日（日）
		ソフトボール（知）
		10月28日（土）～29日（日）

注：令和4年4月1日から「フットソフトボール」に名称変更

【担当】

国体・全国障害者スポーツ大会局
全国障害者スポーツ大会課大会競技係：若山
TEL 099-286-2903 FAX 099-286-5553
Email:syousupo-kyougi@pref.kagoshima.lg.jp

報告第3号 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレー実施要項の一部改正について

燃 か 実 第 338 号

令和4年3月16日

各市町村国体担当課(室)長 殿

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会

実行委員会事務局長

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレー実施要項の一部改正
について（通知）

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「両大会」という。）の開催準備につきましては、日頃から多大なる御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、両大会の気運醸成を図るために、来年の夏休み期間に実施する炬火リレーについて、本年2月に開催された式典専門委員会において、日程等が承認されたこと等を踏まえて、実施要項を一部改正しましたので、別紙のとおり通知いたします。

なお、主な改正内容等は下記のとおりです。

1 主な改正内容

- (1) リレー日程の変更
- (2) 集火式の廃止
- (3) 標準距離の弾力化
- (4) 標準編成の弾力化

2 施行期日

令和4年3月16日

【問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁10階）
燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局
〔鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会局競技式典課内〕
競技式典課 担当：吉永
電話：099-286-2858(直通), FAX：099-286-5683
E-mail：kokutai-sikiten@pref.kagoshima.lg.jp

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 炬火リレー実施要項

平成31年 3月29日制定
令和2年 4月 1日改正
令和4年 3月16日改正

1 趣旨

2023年10月に開催する「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の気運醸成を図るため、「オール鹿児島」で取り組むとともに、県民の記憶に残る取組とするため、県・市町村共催で、多くの県民、特に子ども達の参加のもと、炬火リレーを実施する。

2 内容

2023年7月から8月の夏休み期間に、県が採火した炬火を、県内全市町村を3コースで巡回するリレーを実施する。

リレー後、各コースを巡った3つの火を一つに集火する。

(1) 採火式

ア 期 日 2023年7月20日(木)

イ 場 所 県庁2階県民ホール前広場

ウ 内 容 太陽光から凹面鏡で採火した後、3つに分火し、各コースのリレー出発地に移送する。

(2) 炬火リレー

ア 期 間 2023年7月21日(金)～8月26日(土)

イ コース 薩摩・大隅・離島の3コースとし、各コースの市町村は、別表1のとおりとする。

(ア) 薩摩コース(出発：指宿市 → 到着：鹿児島市)

(イ) 大隅コース(出発：伊佐市 → 到着：鹿屋市)

(ウ) 離島コース(出発：三島村 → 到着：西之表市)

(3) 集火

各コースを巡った3つの炬火は、国体総合開会式で集火する。

それまでの間、各コースの到着地で炬火を展示・保管する。

3 役割分担

県及び市町村の役割分担は、次のとおりとする。

また、炬火リレーを安全かつ円滑に実施するため、警察署等の関係機関と緊密な連携を図る。

県	市 町 村
1 全体総括・調整 2 リレー運営サポート 3 採火式企画・運営 4 服装(Tシャツ・帽子)製作・配付 5 炬火トーチ・炬火受皿製作・配付 (2020年製作・配布済)	1 リレー実施・運営 2 リレー走路・区間及びランナー選定 3 出発式・イベント等企画・運営

4 実施方法

炬火リレーの実施においては、簡素・効率化に努め、併せて地域の自然及び歴史・文化等の多彩な魅力が発信されるよう取り組むこととし、実施

方法は、次のとおりとする。

なお、炬火リレーは公道以外でも実施できるものとする。

(1) 日 程

各コースの日程は、別表2のとおりとする。

(2) 時間帯

日中の気温が高い時間帯を避けたり、夜間に照明の下で実施するなど、暑さ対策に十分に配慮した時間帯を選択する。

(3) 距 離

上記(2)の時間帯を考慮し、1市町村当たりの標準距離は、1区間200～400m×10～15区間＝2～6km以内とする。

なお、区間は連続しなくてもよい。

(4) 編 成

1区間のリレー隊の標準編成は、別表3のとおりとする。

なお、地域の実情に応じて、編成を変更することができる。

(5) 服 装

リレー走者は、原則として県が配付するTシャツ及び帽子を着用する。

(6) 出発式等

各市町村は、炬火リレーの開始前に出発式を実施する。

また、別途、炬火リレーを盛り上げるための関連イベントを実施することができる。

(7) 炬火運搬

炬火の運搬は、市町村内は当該市町村が行い、市町村間は県が行う。

5 雑則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

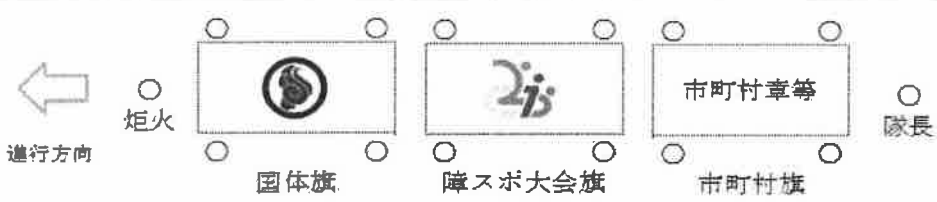
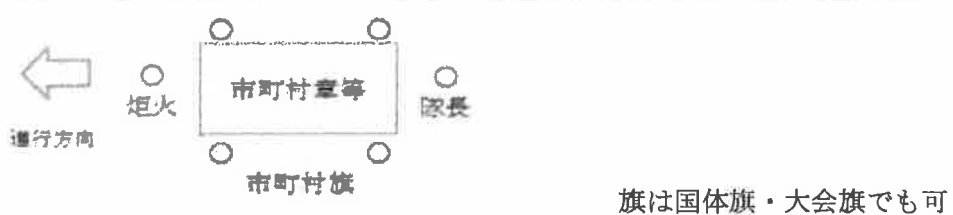
別表 1 (各コースの市町村)

コース	地域（地域振興局・支庁）	市町村数	市町村
薩摩コース	鹿児島（本土） 南薩 北薩	12市町	鹿児島市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，薩摩川内市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市，さつま町，長島町
大隅コース	姶良・伊佐 大隅	13市町	鹿屋市，垂水市，曾於市，霧島市，志布志市，伊佐市，姶良市，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町
離島コース	鹿児島（離島） 熊毛 大島	18市町村	西之表市，奄美市，三島村，十島村，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

別表 2 (各コースの日程)

月	日	曜日	薩摩コース	大隅コース	離島コース
7	21	金	—	伊佐市	三島村
	22	土	指宿市	湧水町	十島村
	23	日	—	—	—
	24	月	南九州市	霧島市	与論町
	25	火	枕崎市	—	—
	26	水	—	姶良市	知名町
	27	木	南さつま市	—	和泊町
	28	金	—	垂水市	—
	29	土	—	—	伊仙町
	30	日	—	曾於市	天城町
	31	月	いちき串木野市	—	徳之島町
8	1	火	(出校日)		
	2	水	—	志布志市	瀬戸内町
	3	木	—	—	大和村
	4	金	長島町	大崎町	宇検村
	5	土	—	—	—
	6	日	—	東串良町	龍郷町/奄美市
	7	月	阿久根市	—	—
	8	火	薩摩川内市	肝付町	喜界町
	9	水	出水市	—	—
	10	木	—	南大隅町	屋久島町
	18	金	予備日		
	19	土			
	20	日			
	21	月	(出校日)		
	22	火	さつま町	錦江町	南種子町
	23	水	日置市	—	中種子町
	24	木	—	鹿屋市	西之表市
	25	金	—	—	—
	26	土	鹿児島市	—	—

別表 3 (リレー隊の標準編成)

14 人	
10 人	
6 人	

令和5年燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレー実施要項 (令和2年4月1日改正)		新 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレー実施要項 (令和4年3月16日改正)	
旧 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレー実施要項 (令和2年4月1日改正)	新 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレー実施要項 (令和4年3月16日改正)	備 考	
1 趣旨 2020年10月に開催する「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の気運醸成を図るため、「オール鹿児島」で取り組むとともに、県民の記憶に残る取組とするため、県・市町村共催で、多くの県民、特に子ども達の参加のもと、炬火リレーを実施する。	1 趣旨 2023年10月に開催する「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の気運醸成を図るため、「オール鹿児島」で取り組むとともに、県民の記憶に残る取組とするため、県・市町村共催で、多くの県民、特に子ども達の参加のもと、炬火リレーを実施する。	実施年の変更	
2 内容 2020年8月の夏休み期間に、県が採火した炬火を、県内全市町村を3コースで巡回するリレーを実施する。 リレー後、各コースを巡った3つの火を一つに集火する。 (1) 採火式 ア 期 日 2020年8月10日(月・祝) イ 場 所 県庁2階県民ホール前広場 ウ 内 容 太陽光から凹面鏡で採火した後、3つに分火し、各コースのリレー出発地に移送する。 (2) 炬火リレー ア 期 間 2020年8月11日(火)～29日(土) イ コース 薩摩・大隅・離島の3コースとし、各コースの市町村は、別表1のとおりとする。 (ウ) 薩摩コース (出発：指宿市 → 到着：鹿児島市) (イ) 大隅コース (出発：伊佐市 → 到着：鹿屋市) (ウ) 離島コース (出発：与論町 → 到着：西之表市)	2 内容 2023年7月から8月の夏休み期間に、県が採火した炬火を、県内全市町村を3コースで巡回するリレーを実施する。 リレー後、各コースを巡った3つの火を一つに集火する。 (1) 採火式 ア 期 日 2023年7月20日(木) イ 場 所 県庁2階県民ホール前広場 ウ 内 容 太陽光から凹面鏡で採火した後、3つに分火し、各コースのリレー出発地に移送する。 (2) 炬火リレー ア 期 間 2023年7月21日(金)～8月26日(土) イ コース 薩摩・大隅・離島の3コースとし、各コースの市町村は、別表1のとおりとする。 (ウ) 薩摩コース (出発：指宿市 → 到着：鹿児島市) (イ) 大隅コース (出発：伊佐市 → 到着：鹿屋市) (ウ) 離島コース (出発：三島村 → 到着：西之表市)	実施年月の変更 文言の整理 (1)採火式 ア 期日の変更 (2)炬火リレー ア 期間の変更 (ウ)離島コース 出発地の変更 (3)集火 総合開会式での集火とするため、集火式を廃止するとともに、炬火の展示等を各コースの到着地で実施	
[3] 集火式 ア 期 日 2020年9月5日(土) イ 場 所 アミューズ鹿児島AMU広場 ウ 内 容 各コースを巡った3つの火を一つに集火する。 エ 保管等 10月3日(土)の総合開会式までの間、県庁舎で炬火を展示・保管する。	[3] 集火 各コースを巡った3つの炬火は、国体総合開会式で集火する。 それまでの間、各コースの到着地で炬火を展示・保管する。		
3 役割分担 県及び市町村の役割分担は、次のとおりとする。 また、炬火リレーを安全かつ円滑に実施するため、警察署等の関係機関と緊密な連携を図る。	3 役割分担 県及び市町村の役割分担は、次のとおりとする。 また、炬火リレーを安全かつ円滑に実施するため、警察署等の関係機関と緊密な連携を図る。		
県 市町村 1 リレー実施・運営 2 リレー運営サポート	県 市町村 1 リレー実施・運営 2 リレー運営サポート		

3 採火式・集火式企画・運営 4 服装(Tシャツ・帽子)製作・配付 5 炬火トーチ・炬火受皿製作・配付	3 出発式・イベント等企画・運営 4 服装(Tシャツ・帽子)製作・配付 5 炬火トーチ・炬火受皿製作・配付	表「県」 3の集火式を削除
4 実施方法 炬火リレーの実施においては、簡素・効率化に努め、併せて地域の自然及び歴史・文化等の多彩な魅力が発信されるよう取り組むこととし、実施方法は、次のとおりとする (1) 日程 各コースの日程は、別表2のとおりとする。 (2) 時間帯 日中の気温が高い時間帯を避けるなど、暑さ対策に十分に配慮した時間帯で実施する。 (3) 距離 上記②の時間帯を考慮し、1市町村(複数日で実施する市町村にあつては1日)当たりの距離は、<u>1区間 400m×15区間＝6km以内を標準とする。</u> なお、区間は連続しなくてもよい。 (4) 編成 1区間のリレー隊の編成は、別表3(炬火保持者1人、国体旗保持者4人、障スボ大会旗保持者4人、市町村旗保持者4人、リレー隊長1人)を標準とする。 なお、地域の実情に応じて、編成を変更することができる。 (5) 服装 リレー走者は、原則として県が配付するTシャツ及び帽子を着用する。 (6) 出発式等 各市町村は、炬火リレーの開始前に出発式を実施する。 また、別途、炬火リレーを盛り上げるための関連イベントを実施することができる。 (7) 炬火運搬 炬火の運搬は、市町村内は当該市町村が行い、市町村間は県が行う。 5 雑則 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。	4 実施方法 炬火リレーの実施においては、簡素・効率化に努め、併せて地域の自然及び歴史・文化等の多彩な魅力が発信されるよう取り組むこととし、実施方法は、次のとおりとする。 なお、炬火リレーは公道以外でも実施できるものとする。 (1) 日程 各コースの日程は、別表2のとおりとする。 (2) 時間帯 日中の気温が高い時間帯を避けたり、夜間に照明の下で実施するなど、暑さ対策に十分に配慮した時間帯を選択する。 (3) 距離 上記②の時間帯を考慮し、1市町村当たりの標準距離は、<u>1区間 200～400m×10～15区間＝2～6km以内とする。</u> なお、区間は連続しなくてもよい。 (4) 編成 1区間のリレー隊の標準編成は、別表3のとおりとする。 なお、地域の実情に応じて、編成を変更することができる。 (5) 服装 リレー走者は、原則として県が配付するTシャツ及び帽子を着用する。 (6) 出発式等 各市町村は、炬火リレーの開始前に出発式を実施する。 また、別途、炬火リレーを盛り上げるための関連イベントを実施することができる。 (7) 炬火運搬 炬火の運搬は、市町村内は当該市町村が行い、市町村間は県が行う。 5 雑則 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。	4 実施方法 炬火リレーの実施においては、簡素・効率化に努め、併せて地域の自然及び歴史・文化等の多彩な魅力が発信されるよう取り組むこととし、実施方法は、次のとおりとする。 なお、炬火リレーは公道以外でも実施できるものとする。 (1) 日程 各コースの日程は、別表2のとおりとする。 (2) 時間帯 日中の気温が高い時間帯を避けたり、夜間に照明の下で実施するなど、暑さ対策に十分に配慮した時間帯を選択する。 (3) 距離 上記②の時間帯を考慮し、1市町村当たりの標準距離は、<u>1区間 200～400m×10～15区間＝2～6km以内とする。</u> なお、区間は連続しなくてもよい。 (4) 編成 1区間のリレー隊の標準編成は、別表3のとおりとする。 なお、地域の実情に応じて、編成を変更することができる。 (5) 服装 リレー走者は、原則として県が配付するTシャツ及び帽子を着用する。 (6) 出発式等 各市町村は、炬火リレーの開始前に出発式を実施する。 また、別途、炬火リレーを盛り上げるための関連イベントを実施することができる。 (7) 炬火運搬 炬火の運搬は、市町村内は当該市町村が行い、市町村間は県が行う。 5 雑則 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
		表「県」 3の集火式を削除

別表 1 (各コースの市町村)			
コース	地域 (地域振興局・支庁)	市町村数	市町村
薩摩コース	鹿児島 (本土) 南薩 北薩	12 市町	鹿児島市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 薩摩川内市, 日置市, いちき串木野市, 南さつま市, 南九州市, さつま町, 長島町
大隅コース	始良・伊佐 大隅	13 市町	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 霧島市, 志布志市, 伊佐市, 始良市, 湧水町, 大崎町, 東串良市, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
離島コース	鹿児島 (離島) 熊毛 大島	18 市町村	西之表市, 奄美市, 三島村, 十島村, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町

別表 2 (各コースの日程)			
月	日	曜日	コース
7	21	金	大隅コース
	22	土	伊佐市
	23	日	湧水町
	24	月	霧島市
	25	火	枕崎市
	26	水	始良市
	27	木	南さつま市
8	28	金	垂水市
	29	土	曾於市
	30	日	志布志市
	31	月	いちき串木野市
	1	火	(出校日)
	2	水	志布志市
	3	木	大和村
8	4	金	大崎町
	5	土	長島町
	6	日	東串良町
	7	月	阿久根市
	8	火	薩摩川内市
			肝付町
			喜界町

別表 1 (各コースの市町村)			
コース	地域 (地域振興局・支庁)	市町村数	市町村
薩摩コース	鹿児島 (本土) 南薩 北薩	12 市町	鹿児島市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 薩摩川内市, 日置市, いちき串木野市, 南さつま市, 南九州市, さつま町, 長島町
大隅コース	始良・伊佐 大隅	13 市町	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 霧島市, 志布志市, 伊佐市, 始良市, 湧水町, 大崎町, 東串良市, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
離島コース	鹿児島 (離島) 熊毛 大島	18 市町村	西之表市, 奄美市, 三島村, 十島村, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町

別表 2 (各コースの日程)			
月	日	曜日	コース
8	11	日	大隅コース
	12	月	伊佐市
	13	火	湧水町
	14	水	霧島市
	15	木	枕崎市
	16	金	南さつま市
	17	土	霧島市
	18	日	始良市
	19	月	垂水市
	20	火	曾於市
	21	水	志布志市
	22	木	大崎町
8	23	金	奄美市
	24	土	龍郷町
	25	日	喜界町
	26	月	十島村
	27	火	三島村
	28	水	屋久島町
	29	木	南種子町
			中種子町
			西之表市

別表 2
各コースの日程を
変更

令和元年度第1回国体委員会 令和元年6月13日決定

第7回宿泊・衛生専門委員会 令和2年6月9日改正

第8回宿泊・衛生専門委員会 令和4年3月2日改正

特別国民体育大会（鹿児島県） 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、特別国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督，都道府県選手団本部役員，大会役員，競技会役員，競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「市町村実行委員会」という。）は、特別国民体育大会合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体，ホテル旅館生活衛生同業組合等の関係団体，宿泊施設等と連絡調整のうえ，大会参加者の宿舎の選定，確保及び配宿等に関する業務にあたり，これに関する紛議が生じた場合は，調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については，次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は，原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル，旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は，その地域の実情に応じて，県内外近隣市町村の旅館等及び研修所等，宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀，衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては，合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は，競技会場，練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し，都道府県別，競技別，種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は，原則として都道府県選手団本部役員，競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については，できる限り同一，または近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは， 3.3 m^2 （2畳）以上とする。
- (5) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は，原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は，任意に変更した者がその責任を負う。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とするが、1 泊朝食も可とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下記の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業施設	税抜	3,000 円 ～ 15,000 円※ ¹	2,100 円 ～ 10,500 円※ ²	通常のサービス・ 奉仕料及び冷暖 房料を含む
	10%	3,300 円 ～ 16,500 円	2,310 円 ～ 11,550 円	

※1 「1 泊 2 食」料金(税抜)は 500 円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金(税抜)は「1 泊 2 食」料金(税抜)の 70%相当 (100 円未満は切り上げ) 額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食欠食した場合の宿泊料金 (税抜)

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額 (100 円未満切上げ) とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金 (税抜)

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額 (100 円未満切上げ) とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	2,400 円 ～ 12,000 円	2,700 円 ～ 13,500 円
	税込(10%)	<u>2,640 円</u> ～ 13,200 円	<u>2,970 円</u> ～ <u>14,850 円</u>

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿舍申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ）が、各宿舍の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不 要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注) ・荒天等による交通機関の不通で、宿舍への到着が困難な場合は、宿舍と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が競技敗退後、または荒天等による競技会会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日または競技会期短縮決定日 当日の宿泊の取消し	100%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降または競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊の取消し	不要	

ウ 台風・地震等の不慮の災害等により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申し込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者または本人が、当該宿舍現地にて精算を行う。

その精算方法は原則として現金払いとするが、各宿舍においてその他の精算方法が可能な場合は、この限りではない。

また、宿泊責任者または本人が宿泊料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和5年9月12日(火)15時から令和5年9月25日(月)10時まで及び令和5年10月2日(月)15時から令和5年10月18日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

7 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、特別国民体育大会実施要項（以下「大会実施要項」という）に定める人員を超える宿泊申込は認めない。

- (2) インターネット等による宿泊申込は、実施要領に定める申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において報告する。

- (2) 入宿前の変更取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあつても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。

- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった日時とする。宿舎は、変更及び取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた鹿児島県特産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県実行委員会または会場地実行委員会が別に定める方法によりあつせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900 円以内

※ 消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
また、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

第5回宿泊・衛生専門委員会 平成31年3月15日決定

第7回宿泊・衛生専門委員会 令和2年6月9日改正

第8回宿泊・衛生専門委員会 令和4年3月2日改正

燃ゆる感動かごしま大会 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、燃ゆる感動かごしま大会開催基本計画に基づき、特別全国障害者スポーツ大会の正式競技に参加する都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会参加者が心身共に良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

実行委員会は、鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合等の関係団体及び宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿及び宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で実行委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 都道府県・指定都市選手団（以下「選手団」という。）
- (2) 大会役員、特別招待者、競技役員、競技補助員、実施本部員、ボランティア、視察員、報道員及びその他大会運営に参加する者で、実行委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 宿舎は、原則として会場地市内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、近隣市内の旅館等を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

6 配宿

配宿については、次の事項に留意して行う。

- (1) 選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに同一

の宿舎に配宿するよう努める。

(2) 移動に係る負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場へ移動しやすい宿舎に配宿するよう努める。

(3) 障害者にとって利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

(4) 実行委員会が指定した宿舎の変更は、原則として認めない。

なお、任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負うものとする。

7 仮設物の設置

障害者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿泊施設と協議の上、実行委員会が設置する。

8 宿泊料金等

宿泊対象者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

① 宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

② 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次表のとおりとする。(特別国民体育大会宿泊料金を参考に設定)

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
選手団	税抜	3,000円～15,000円※1	2,100円～10,500円※2	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	3,300円～16,500円	2,310円～11,550円	
選手団以外の宿泊対象者		実勢料金を基本とし、別途実行委員会が定める額		

※1 「1泊2食」料金(税抜)は500円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金(税抜)は「1泊2食」料金(税抜)の70%相当(100円未満は切り上げ)額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の12時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定し、欠食控除後の宿泊料金は次表のとおりとする。

① 夕食を欠食した場合の宿泊料金(税抜)は、「1泊2食」料金(税抜)の20%を控除した額(100円未満を切上げ)とする。

- ② 朝食を欠食した場合の宿泊料金（税抜）は、「1泊2食」料金（税抜）の10%を控除した額（100円未満を切上げ）とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
選手団	税抜	2,400円～12,000円	2,700円～13,500円
	税込（10%）	<u>2,640</u> 円～13,200円	<u>2,970</u> 円～ <u>14,850</u> 円
選手団以外の 宿泊対象者	宿泊料金から8(4)の欠食控除を適用した額		

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿泊施設の規定に基づくものとする。

(6) 宿泊取消料

ア 宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、次表のとおりとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

※ 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して宿泊取消料を決定する。

※ 取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

イ 台風・地震等の不慮の災害等により、競技会が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

(7) 宿泊料金等の支払い

宿泊料金及び宿泊取消料については、別に定める方法により、実行委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該宿泊施設が定める方法により支払うものとする。

(8) 適用期間

当該宿泊料金等の適用期間は、令和5年10月26日（木）15時から令和5年10月31日（火）10時までとする。

9 宿泊の申込み

宿泊の申込みは、次のとおり行う。

- (1) 選手団については、都道府県及び指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定め、別に定める宿泊申込書により、宿泊申込代表者がインターネットにより実行委員会に申込みを行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体が同様に行うものとする。

- (2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。
- (3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿舎と宿泊者との連絡調整のため、宿舎ごとに宿泊責任者を選定するものとする。

10 宿泊の変更及び取消し

- (1) 入宿前の宿泊の変更及び取消しは、別に定める宿泊変更・取消申込書により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに実行委員会へ行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに実行委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

- (2) 入宿後の宿泊の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿泊施設へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日時とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生時期は、当該申出のあった日時とする。

11 食事

- (1) 宿泊対象者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた鹿児島県特産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県実行委員会が別に定める方法によりあつせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりにする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内

※ 消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

12 その他

- (1) 宿泊施設での食事，入浴等に特別な介助を要する者の介助については，その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか，宿泊業務に関して必要な事項は，別に定める。
- (3) 消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は，変更後の税率を適用するものとする。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 食品衛生対策実施要領

1 目的

この実施要領は、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」食品衛生対策要項及び特別全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「両大会」という。）における鹿児島県及び会場地市町村とともに実施する食品衛生対策に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 対象となる食品提供施設

ア 宿泊施設の調理施設

両大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

イ 弁当調製施設

両大会参加者が開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

ウ 仕出し料理調製施設

両大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

エ 既設の食品営業施設

両大会会場内の常設の飲食店等

オ 臨時食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

カ 無料食品出店施設

両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

キ 弁当引換所

両大会会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

(2) 食品提供施設の把握

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（以下、「県生活衛生課」という。）及び保健所（鹿児島市保健所を含む。以下同じ）は、以下のとおり提出される報告書等により、対象の食品提供施設を把握する。

また、県外の施設については、県委員会を通じ関係自治体へ食品衛生指導の実施及び報告を依頼する。

なお、会場地委員会は保健所に提出した計画書等の写しを県委員会に提出し、県

委員会は県委員会分と会場地委員会分を合わせて県生活衛生課へ回送する。

ア 宿泊施設の調理施設

県委員会及び会場地委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会宿舍衛生対策実施要領で定める「営業宿泊施設利用予定報告書」及び「転用施設等使用届出書」を令和4年9月末日までに、管轄の保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

イ 弁当調製施設

県委員会及び会場地委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会弁当調達要項で定める「弁当調製施設名簿」を令和4年9月末日までに、管轄の保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

ウ 仕出し料理調製施設

会場地委員会は、「仕出し料理調製施設一覧表（様式第1号）」を令和4年9月末日までに、管轄の保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

エ 既設の食品営業施設

保健所は、食品営業許可台帳により対象施設を把握する。

オ 臨時食品営業施設

県委員会及び会場地委員会は、「臨時食品営業施設設置計画書（様式第2号）」を両大会開催の概ね3か月前までに、管轄の保健所に提出（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）するとともに、各営業者に対し、両大会開催の概ね3か月前までに、管轄の保健所に営業許可申請書を提出し、開催日までに営業許可を取得するよう指導する。

カ 無料食品出店施設

県委員会及び会場地委員会は、「無料食品出店施設設置計画書（様式第3号）」を両大会開催の概ね3か月前までに、管轄の保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

キ 弁当引換所

県委員会及び会場地委員会は、「弁当引換所設置計画書（様式第4号）」を両大会開催の概ね3か月前までに、管轄の保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

(3) 監視・指導の実施

保健所は、会場地委員会と連携し、県生活衛生課、県委員会及び公益社団法人鹿児島県食品衛生協会（以下「食品衛生協会」という。）の協力を得て、次表を目標に別紙1の内容について、別紙2に基づき監視・指導を実施する。

対象施設	目標立入回数		指導事項
	両大会前	両大会期間中	
	令和4年度～開催年度		
ア 宿泊施設の調理施設	1～2回	必要に応じて	別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」及び別紙2「食品関係施設に対する指導及び検査」のとおり
イ 弁当調製施設			
ウ 仕出し料理調製施設			
エ 既設の食品営業施設			
オ 臨時食品営業施設	-	1回以上	
カ 無料食品提供施設	-	1回以上	
キ 弁当引換所	-	1回以上	

(4) 食品衛生講習会

保健所は、県委員会及び会場地委員会と連携し、食品衛生協会の協力を得て、次により食品衛生講習会を開催する。

なお、感染症予防を目的とした講習会や宿舍衛生講習会と併せて実施することができる。

ア 講習の内容

- (ア) 食中毒の予防と発生時の対応
- (イ) 従事者の健康管理（検便検査を含む。）と手洗いの徹底
- (ウ) 施設・設備の衛生管理及び食品、調理器具等の衛生的な取扱い

イ 受講対象者

対象となる食品提供施設の営業者、管理責任者又は代表者及び関係者とする。

ウ 講習会の実施方法

令和4年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。県委員会及び会場地委員会は、自らが主催する会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなどの協力を行う。

(5) 広報活動

県生活衛生課及び保健所は、関係機関、団体等の協力を得て、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

3 緊急連絡体制の整備

県生活衛生課、保健所、県委員会及び会場地委員会が緊密に連携し、両大会期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

4 食中毒等健康被害発生時の対応

- (1) 県委員会及び会場地委員会が食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合は、直ちに管轄の保健所に連絡する。
- (2) 両大会に関係して食中毒が発生したときは、県生活衛生課及び保健所は「食中毒調査マニュアル」に基づき速やかに対応するほか、県委員会及び関係する会場地委員会に情報提供を行う。

5 実施報告

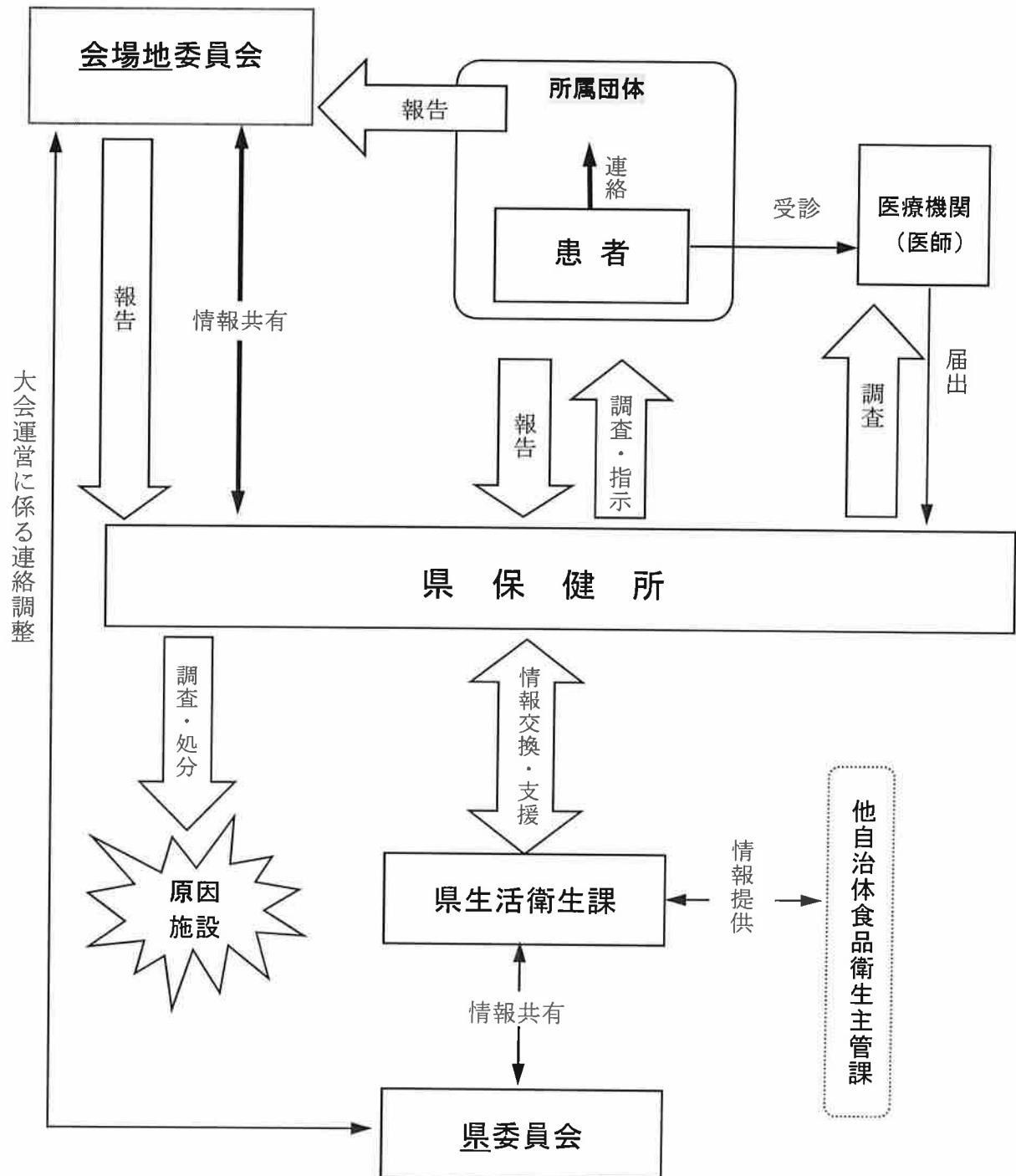
保健所（鹿児島市保健所を除く。）は、この実施要領に基づく食品衛生講習会及び監視・指導の実施結果について、「食品衛生講習会の実施結果報告書（様式第5号）」、「食品関係施設の食品衛生監視・指導結果報告書（様式第6号）」、「施設等の衛生状況確認検査結果報告書（様式第7号）」により、両大会終了後速やかに県生活衛生課に、鹿児島市保健所においては鹿児島市実行委員会に報告するものとする。

また、県生活衛生課及び鹿児島市実行委員会は、上記報告を速やかに県委員会に情報提供するものとする。

6 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課及び鹿児島市保健所が協議の上、別に定めるものとする。

食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制（鹿児島市を除く鹿児島県）



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに管轄の保健所及び会場地委員会に報告する。
- ◆ 会場地委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合、直ちに管轄の保健所に報告する。
- ◆ 大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、患者を医療機関に受診させるとともに、管轄の保健所に連絡するように周知する。

食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項

両大会に係る食品提供施設の営業者等は、法令に基づく衛生管理を徹底の上、次の事項について遵守すること。

I 食品提供施設

ア 宿泊施設の調理施設

両大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

イ 弁当調製施設

両大会参加者が開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

ウ 仕出し料理調製施設

両大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

エ 既設の食品営業施設

両大会会場内の常設の飲食店等

オ 臨時食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

カ 無料食品出店施設

両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

キ 弁当引換所

両大会会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

II 共通の遵守事項

1 管理責任者の設置

- (1) 食品による事故を防止するため、各食品提供施設に衛生管理にあたる管理責任者を設置する。なお、食品衛生責任者を設置している場合は、その者を管理責任者とする。
- (2) 両大会開催期間中、管理責任者はHACCPに沿った衛生管理で用いる「一般衛生管理の実施記録」や「重要管理の実施記録」により衛生管理状況を点検し記録する。なお、点検項目については、別に示す様式（参考様式第1号～第5号）を参考にする。
- (3) 管理責任者は、保健所及び会場地委員会等が開催する食品衛生講習会を受講する。

2 調理従事者等の健康管理

- (1) 調理従事者等（食品の盛付け・配膳等、食品に接触する可能性のある者を含む。以下同じ。）は、概ね両大会開催前1か月の間に検便を受ける。なお、検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌（O157・O26・O111）については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査に努める。

- (2) 上記検便結果で陽性の場合は、再検査で陰性を確認するまでは、食品に直接接触する作業に従事しない。
- (3) 管理責任者は、作業開始前に全ての従事者の健康状態（嘔吐、下痢、手指の傷等）の確認を行う。
- (4) 調理従事者等は、下痢、嘔吐、発熱等の症状がある場合や手指に化膿創がある場合は、食品に直接接触する作業に従事しない。
- (5) 調理従事者等は、感染を防止するため、日常生活の中で胃腸炎症状を呈した者の吐物や排泄物の処理を行うことを避ける。やむを得ず行う場合は、感染防止のため、次の手順またはこれと同等の効果を有する方法により適切に処理する。
 - ア 処理作業を行う前に使い捨て手袋とマスクを着用する。
 - イ 吐物や排泄物を使い捨ての布やペーパータオル等で静かに拭き取る。
 - ウ 使用した布等はビニール袋等に入れて口をしぼる。
 - エ 吐物や排泄物の汚染を受けた場所の消毒をする。（1,000ppm次亜塩素酸ナトリウム溶液に浸した布で10分間覆い、その後水拭きする。）
 - オ 手袋もビニール袋に入れて口をしぼり、廃棄する。
 - カ 作業終了後は、流水と石けんでよく手を洗う。

3 調理従事者等の服装

- (1) 調理従事者等は、清潔な外衣及び専用の履物を着用し、食品に異物混入や飛沫の汚染などのおそれがある作業を行う場合には、必ず帽子、マスク、手袋を着用する。
- (2) 調理従事者等は、腕時計、指輪、つけ爪などは外す。帽子は毛髪がはみ出ないように着用し、爪は短く清潔に保つ。

4 手洗いの徹底

- (1) 管理責任者は、石けん、消毒液、ペーパータオル等を備えた手洗い設備を常に使用できる状態にしておく。なお、手指を触れずに給水栓が開閉できる構造、40℃前後の温湯が給水される構造であることが望ましい。
- (2) 調理従事者等は、次のタイミングで手洗いを行う。
 - ア 作業開始前及び用便後
 - イ 汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合
 - ウ 食品に直接触れる作業にあたる直前
 - エ 生肉、鮮魚介類、卵殻等に触れた後、その他の食品や器具に触れる場合
 - オ 配膳の前
- (3) 調理従事者等は、次の手順を参考に、適切な方法で手洗いを行う。
 - ア 水で手をぬらし石けんをつける。
 - イ 指、腕を洗う。特に、指の間、指先をよく洗う（30秒程度）。
 - ウ 石けんをよく洗い流す（20秒程度）。
 - エ 使い捨てペーパータオル等でふく。（タオル等の共用はしないこと。）
 - オ 消毒用のアルコールをかけて手指によくすりこむ。
（上記4(2)で定める場合には、アからウまでの手順を2回実施する。）

Ⅲ 食品提供施設ア～エに対する個別の遵守事項

1 施設・器具の消毒

- (1) 下痢，嘔吐，発熱等の症状を呈する者が施設内（調理室，従事者用トイレ等）を汚染し，またはその疑いがある場合は，次の方法により消毒を行う。

ア 汚物が付着した場所

上記Ⅱ 2 (5)の手順により速やかに処理する。

イ 調理器具，食器等

80℃，5分間以上またはこれと同等の効果を有する方法で消毒する（厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく）。

ウ 手が触れる場所（給水栓，冷蔵庫取っ手，スイッチボタン，ドアノブ等）

200ppm次亜塩素酸ナトリウム溶液，またはこれと同等の効果を有する方法で消毒する。

エ 従事者用トイレの便器，床

1,000ppm次亜塩素酸ナトリウム溶液，またはこれと同等の効果を有する方法で消毒する。

2 加熱調理の徹底

加熱調理する場合は，食品の中心部の温度が75℃以上で1分間以上（ノロウイルスによる汚染の可能性のある食品の場合は85～90℃で90秒以上）加熱する。

3 調理済み食品の温度・時間の管理

- (1) 管理責任者は，調理から提供までの時間をできるだけ短くするよう調理計画を立てる。

- (2) 調理後，直ちに提供されるもの以外の食品は，食中毒菌の増殖を抑制するために必要に応じて冷蔵または温蔵保管する（食中毒菌の発育至適温度帯である20～50℃を避け，概ね10℃以下または65℃以上で管理）。

4 検食の保存（食品提供施設エを除く）

管理責任者は，検食を，調理済み食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ，－20℃以下で2週間以上保存すること。同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する場合は，前記の規定による保存の他に当該食品の原材料ごとに50g程度ずつ清潔な容器に入れ，－20℃以下で2週間以上保存すること。

5 記録の作成及び保管

管理責任者は，衛生管理に関する次の事項について，「衛生管理記録表」（参考様式第6号）を作成し，保管する。

- (1) 提供メニュー

- (2) 従事者の健康状況，使用水の検査結果，保冷設備の温度管理等

6 弁当の調製

- (1) 弁当の主食及び副食は，十分に放冷した後，詰め合わせる。

- (2) 弁当調達要項で定められた次の事項を弁当の容器包装に表示する。
名称，原材料名（アレルギー，遺伝子組換え等の表示を含む。），食品添加物，消費期限（時刻まで），保存方法，製造所所在地・製造者名等食品表示法で規定している事項
- (3) 早期の喫食を喚起する旨，弁当の容器包装又は添付チラシ等に記載するよう努める。
- (4) 配送にあたっては，次の事項に留意し，弁当の温度を10℃以下で管理する。
 - ア 運転席等外部から荷室の温度管理（10℃以下）が可能な保冷車等を使用し運搬する。
 - イ 直射日光が当たらないように運搬する。
- (5) 弁当引換所で長時間保管されることがないよう喫食時間にあわせて納品する。

Ⅳ 食品提供施設オ，カに対する個別の遵守事項

1 容器

容器は，使い捨てのものを使用する。

2 加熱調理の徹底

店頭で調理を行う場合（かき氷等を除く。）は，簡易な調理工程で最終的に十分加熱される食品に限られる。加熱調理は，中心部が75℃以上で1分間（ノロウイルスによる汚染の可能性のある食品の場合は85～90℃で90秒）以上加熱する。

3 調理済み食品の温度・時間の管理

- (1) 調理から提供までの時間をできるだけ短くするよう調理計画を立てる。
- (2) 調理後直ちに提供されるもの以外の食品は，食中毒菌の増殖を抑制するために必要に応じて冷蔵又は温蔵保管する（食中毒菌の発育至適温度帯である20～50℃を避け，概ね10℃以下又は65℃以上で管理）。

Ⅴ 食品提供施設キに対する個別の衛生指導事項

1 弁当引換所の設置基準

- (1) 弁当引換所は，清潔で直射日光の当たらない場所に設ける。
- (2) 弁当引換所の設置者は，弁当引換所又は付近の使用しやすい場所に，手洗い設備を確保する。弁当引換所に確保できない場合は，アルコール噴霧式消毒器を弁当引換所に設置する。

2 弁当の取扱い

(1) 弁当の保管

ア 納品された弁当は，速やかに配布する場合を除き，保冷库等で保管する。

イ 保冷库等は常に清潔に保つとともに，隔測温度計等を設置し，冷蔵機能が保たれていることを確認する。

(2) 弁当の引渡し

弁当を喫食者に引き渡す際，呼びかけ，張り紙，場内放送，チラシ添付等の方法により，早期の喫食並びに持ち帰りの禁止を呼びかける。

(3) 弁当の廃棄

消費期限を過ぎた弁当は確実に廃棄する。

3 弁当の引換えの記録

管理責任者は、弁当の納品から引換えに関する次の事項について「弁当の引換え記録表」(参考様式第7号)により記録する。

ア 弁当の納品時刻

イ 庫内温度(納品時, 引換え直前)

ウ 納品個数

エ 製造者

オ 消費期限

カ 弁当の引換え時刻(開始, 終了)

キ 引換え個数

ク 引換え先

ケ 廃棄時刻

コ 廃棄個数

4 廃棄物の処理

廃棄物容器及びその周辺は、常に清潔にしておく。

食品提供施設に対する指導及び検査

I 食品提供施設

ア 宿泊施設の調理施設

両大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

イ 弁当調製施設

両大会参加者が開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する弁当を調製する施設

ウ 仕出し料理調製施設

両大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

エ 既設の食品営業施設

両大会会場内の常設の飲食店等

オ 臨時食品営業施設

両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

カ 無料食品出店施設

両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

キ 弁当引換所

両大会会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

II 食品衛生講習会

保健所は、食品提供施設の営業者等を対象として、食品衛生講習会を実施する。

食品衛生講習会の内容については、別紙 1 「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」、食品衛生法及び食品表示法等食品関係法令に係る事項及び食中毒の予防に関することとする。

III 立入調査

食品提供施設ア～エを管轄する保健所は、「施設調査票」（様式第 1 号）に基づき当該施設の立入調査を実施し、不備な事項があれば改善指導及びその改善確認を行う。

特に、弁当調製施設等危害度の高い施設又は衛生管理に不備が認められる施設については、次の IV の検査結果に基づき、食品衛生指導を重ねる。

IV 施設のふきとり検査

保健所は、食品提供施設ア～エについて簡易培地等を用いてふきとり検査を実施し、その結果に基づき効果的に指導する。ふきとりは、包丁、まな板、冷蔵庫内、冷蔵庫取っ手、給水栓、スイッチ、ドアノブ（便所を含む。）等、食品または手指が直接触れる箇所を対象とする。検査結果及び結果に基づく指導事項は、様式第 2 号に記録する。洗浄後の汚染度が高い箇所については、適切な方法により洗浄後、再検査を行う。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 宿舍衛生対策実施要領

1 目的

この実施要領は、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」環境衛生対策要項及び特別全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「両大会」という。）における鹿児島県及び会場地市町村（以下「市町村」という。）とともに実施する宿舍衛生対策に関して、必要な事項を定めることとする。

2 実施内容

(1) 営業宿泊施設の宿舍衛生対策

ア 営業宿泊施設の把握

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（以下、「県生活衛生課」という。）及び保健所（鹿児島市保健所も含む。以下同じ）は、以下のとおり両大会参加者が利用する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条により許可を受けている施設（以下「営業宿泊施設」という。）を把握する。

㌞ 県委員会は、令和4年9月末日までに、大会参加者が利用する営業宿泊施設を、「営業宿泊施設利用予定報告書」（様式第1号）により作成し、鹿児島市以外に所在する営業宿泊施設分は県生活衛生課に、鹿児島市に所在する営業宿泊施設分は鹿児島市保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）

㌟ 県生活衛生課は、上記報告書を営業宿泊施設が所在する区域を管轄する県保健所に提出する。

イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法に基づく衛生措置基準及び構造設備基準とする。

ウ 監視・指導

県生活衛生課及び保健所は、以下のとおり営業宿泊施設の監視・指導を行う。

㌞ 保健所は、原則として両大会開催までに、旅館業法関係法令に基づき監視・指導を行い、指摘事項がある場合には、「環境衛生監視指導票」（別紙1）を営業者に交付する。

また、複数の者が共同で使用する浴室（客室に附属するものを除く。以下「共同浴室」という。）を有する施設には、併せてレジオネラ症防止対策についても指導を実施する。

なお、両大会期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、必要に応じて監視・指導を行う。

- (イ) 県委員会から送付された「営業宿泊施設利用予定報告書」に、県外に所在する営業宿泊施設が含まれる場合、県生活衛生課は、当該施設が所在する自治体に対し、衛生指導を依頼する。

エ 宿舍衛生講習会

保健所は、県委員会及び会場地委員会と連携し、次により宿舍衛生講習会を実施する。

なお、感染症予防や食品衛生の確保を目的とした講習会と併せて実施することができる。

(ア) 講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣場、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理について
- e 給水、換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器の設置及び適正なごみ処理

(イ) 受講対象者

両大会参加者が宿泊する営業宿泊施設の営業者又は管理者

(ウ) 講習会の実施方法

令和4年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。県委員会及び会場地委員会は、自らが主催する会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなどの協力を行う。

(2) 転用施設等の宿舍衛生対策

ア 転用施設等の把握

県生活衛生課及び保健所は、以下のとおり両大会参加者が利用する転用施設等を把握する。

- (ア) 会場地委員会は、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」宿泊施設充足対策要項に基づき、転用施設等を使用する場合には、「転用施設等使用届出書（様式第2号）」を令和4年9月末までに管轄の保健所に提出する。（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。）また、会場地委員会は上記届出書の写しを県委員会に提出する。

- (イ) 県委員会は生活衛生課に回付する。

イ 衛生上の措置基準

転用施設等における衛生上の措置基準は、「転用施設等における留意事項」（別紙2）を適用する。

ウ 監視・指導

- (ア) 保健所は、衛生上の措置基準として、別紙「転用施設等における留意事項」に基づき、会場地委員会及び市町村担当課を指導する。

- (イ) 会場地委員会及び市町担当課は、別紙「転用施設等における留意事項」に基

づき、転用施設等に対し、衛生水準の保持に努めさせる。

(ウ) 保健所が必要と認めるときは、保健所が転用施設等を指導する。

エ 宿舍衛生講習会

会場地委員会は、2(1)エの宿舍衛生講習会に準じた宿舍衛生講習会を実施する。

保健所は会場地委員会から講習会の協力要請があった場合は、積極的に対応するものとする。

3 実施報告

(1) 保健所は、宿舍衛生講習会の実施結果を「宿舍衛生講習会実施報告書」（様式第3号）により、また、監視・指導の実施結果を「宿舍衛生監視・指導実施報告書」（様式第4号）により、令和4年度中の実施結果については令和5年3月末日までに、それ以降については実施後速やかに、県保健所にあつては県生活衛生課に、鹿児島市保健所にあつては県委員会に提出するものとする。

(2) 県生活衛生課は、県保健所から提出のあつた上記実施報告を速やかに県委員会に提出するものとする。

4 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会、県生活衛生課及び鹿児島市保健所が協議の上、別に定めるものとする。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会に参加する選手・役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 業務分担

- (1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、燃ゆる感動かごしま国体（以下「国体」という。）の総合開・閉会式及び燃ゆる感動かごしま大会（以下「大会」という。）における弁当調達業務を行う。
- (2) 会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、国体の各競技会における弁当調達業務を行う。

3 弁当調製施設の選定

(1) 国体における弁当調製施設

ア 県委員会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

(ア) 食品衛生法関係法令に基づき、適正に管理運営、施設整備がなされていること。

(イ) 提供可能であると申出のあった弁当調製能力が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。

(ウ) 総合開・閉会式及び競技会等の運営に合わせた受注、搬入及び容器の回収ができること。

(エ) 県委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

イ 会場地委員会は、アに準じて弁当調製施設を選定する。

(2) 大会における弁当調製施設

県委員会は、(1)により国体の弁当調製施設として県委員会又は会場地委員会を選定した施設の中から弁当調製施設を選定する。

(3) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準等については、県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）がそれぞれ別に定める。

(4) 県・会場地委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

4 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 会場地委員会は、選定した弁当調製施設を「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま

大会弁当調製施設名簿」(第1号様式。以下「弁当調製施設名簿」という。)により令和4年8月26日までに県委員会に報告する。

- (2) 県委員会は、自ら選定した弁当調製施設及び会場地委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、弁当調製施設名簿により施設を管轄する保健所(鹿児島市保健所を含む。以下同じ。)に報告するとともに、その写しを生活衛生課に提出する。

鹿児島市の場合は鹿児島市実行委員会に提出する。

なお、施設が県外に所在する弁当調製施設については、関係自治体へ報告するとともに、食品衛生指導の実施を依頼する。

- (3) (1)、(2)の報告後においても必要と認められる場合、県・会場地委員会は追加して弁当調製施設を選定することができる。その場合、県・会場地委員会はそれぞれ(1)、(2)の報告を速やかに行う。

5 弁当調製施設の選定の取消し

- (1) 県・会場地委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。

ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

イ 食品衛生関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは、期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。

ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。

エ その他当該弁当調製施設を選定した県委員会又は会場地委員会が不適当と認めたとき。

- (2) 会場地委員会が選定を取り消したときは、速やかに県委員会に報告する。選定取消しの報告を受けた県委員会は、速やかに保健所及び生活衛生課に報告する。

- (3) 県委員会が選定を取り消したときは、速やかに保健所及び生活衛生課に報告する。

なお、施設が県外に所在する弁当調製施設については、関係自治体に報告する。

6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- (1) 幹旋弁当(大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)及び支給弁当(県委員会又は会場地委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供する大会参加者は、県・会場地委員会がそれぞれ定める。

- (2) 幹旋弁当及び支給弁当の料金は、お茶を含めて900円以内(税抜)とし、県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める。

7 弁当の献立

県・会場地委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たっては、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会標準献立作成方針」に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりや鹿児島県産及び地元産の食材の活用等に配慮するものとする。

8 弁当の申込み及び発注

- (1) 斡旋又は支給を行う弁当の申込み，受付及び発注等の手続きについては，県委員会及び会場地委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 申込み受付後の変更及び取消は原則として認めないこととする。
- (3) 県・会場地委員会は，申込みを受け付けた斡旋弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ，弁当調製施設へ発注する。

なお，発注に当たっては，当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

9 弁当の調製，運搬等

県・会場地委員会は，次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製，包装等に当たっては，衛生管理を徹底すること。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。

ア 弁当の名称

イ 原材料名（アレルギー，遺伝子組換え，原料米の産地等の表示を含む。）

ウ 食品添加物

エ 消費期限（時刻まで表示）

オ 保存方法

カ 製造所所在地・製造者名

キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示

ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

ケ 持ち帰りを禁止する表示

コ その他県委員会が指示する表示

- (3) 運搬に当たっては，冷蔵車等を使用するものとし，県・会場地委員会が指定する時刻及び場所に納入すること。
- (4) 県・会場地委員会の指示に従い，容器等の回収を行うこと。

10 弁当引換所の設置，弁当の保管

県・会場地委員は，弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務に当たっては，保健所の指導の下，衛生上の安全を確保する。

11 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は，大会終了後，県・会場地委員会が別に定める方法により精算する。

12 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項については，県委員会又は会場地委員会がそれぞれ弁当調製施設や保健所等と協議の上，別に定めるものとする。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会弁当調製施設選定基準

1 総則

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会弁当調達要項に基づき、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）が選定する燃ゆる感動かごしま国体（以下「国体」という。）及び燃ゆる感動かごしま大会（以下「大会」という。）における弁当調製施設の選定基準を次のとおり定める。

2 施設の立地条件

鹿児島県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。

なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内の地域であること。

3 施設の衛生管理体制

(1) 国体開催前の過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。

(2) 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組むとともに、適切に施設管理、運営を行えること。

(3) 提供可能であると申出のあった弁当調製能力が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。

(4) 検食は、原材料及び調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。

(5) 調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国体の開会日前1か月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの。）の実施が可能であること。

なお、検便検査項目にはノロウィルス（抗原検査）も含めることが望ましい。

(6) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に参加していること、若しくは国体・大会開催期間中参加できること。

(7) 県委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理（10℃以下）のできる冷蔵庫等を利用して適切に運搬できること。

(8) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等に表示できること。

ア 弁当の名称

イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む）。

ウ 食品添加物

エ 消費期限（時刻まで表示）

- オ 保存方法
- カ 製造所所在地・製造者名
- キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示
- ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
- ケ 持ち帰りを禁止する表示
- コ その他県委員会が指示する表示

4 弁当の調製能力

- (1) 国体においては調製能力が、1日当たり最大1,000食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 県委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- (2) 県委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- (3) 弁当の食材及び献立内容については、県委員会が定めた内容で調製が可能であること。
- (4) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用のビニール袋を提供すること。また、それらについて県委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (5) 弁当は保冷効果が持続し、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して納入できること。
- (6) 総合開・閉会式及び競技会等の運営にあわせた受注、搬入、回収ができること。
- (7) 荒天等により、総合開・閉会式会場及び競技会場等が変更又は開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、県委員会の指示に基づく対応が可能であること。

6 その他

大会（開・閉会式を除く。）においては上記に関わらず、会場地市町村実行委員会が定めた国体の選定基準によることができるものとする。

第4回宿泊・衛生専門委員会 平成30年1月19日決定

第8回宿泊・衛生専門委員会 令和4年3月2日改正

燃ゆる感動かごしま国体 合同配宿実施方針

1 合同配宿の目的

燃ゆる感動かごしま国体に参加する選手・監督、役員等大会参加者の配宿にあたっては、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が合同で配宿本部を設置し、その配宿本部が宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿を行う（以下「合同配宿」という。）ことにより、業務の省略化と経費削減を図りながら、効率的かつ円滑に配宿業務を実施する。

2 合同配宿の体制

(1) 合同配宿本部の設置

開催年において、短期間に集中する配宿業務を効率的かつ円滑に実施するため、県委員会及び会場地実行委員会で組織する「特別国民体育大会合同配宿本部」を設置し、県委員会に本部事務局、会場地委員会に支部事務局を設置する。

(2) 配宿センターの設置

合同配宿本部の業務を円滑に推進するため、旅行業者が配宿業務に従事する配宿センターを設置する。

(3) 本部事務局と支部事務局との連携

本部事務局及び各支部事務局が全県の宿泊状況を把握できるよう、両者と配宿センター間にインターネット等のネットワークを構築し、双方の連携を図る。

3 業務委託

(1) 合同配宿業務の委託

合同配宿の実施に当たっては、合同配宿の実施に必要な宿泊システムの構築、宿泊施設実態調査の実施、仮配宿計画の作成、客室の確保・調整及び配宿センターの設置・運営等、本配宿等の業務を別紙「燃ゆる感動かごしま国体合同配宿業務委託概要」を基本として、旅行業者に委託する。

(2) 委託契約方法

合同配宿の業務委託（以下「合同配宿業務委託」という。）は、令和4年度から令和5年度まで、年度ごとに委託契約を締結する。

また、年度ごとの委託契約は一括して県委員会が旅行業者と締結する。

4 経費負担

(1) 県委員会及び会場地委員会の経費負担割合

県委員会と会場地委員会は、令和4年度から令和5年度までの合同配宿業務委託に係る総経費の2分の1をそれぞれ負担する。

(2) 各会場地委員会の負担額

各会場地委員会の負担額は、配宿業務を有する全ての会場地委員会が均等に負担する固定割負担額（基本額）と、営業宿泊施設への配宿人数（実績）に応じて負担する比例割負担額の合計により算定する。

ア 固定割負担額（基本額）

各会場地委員会は、令和5年度（開催年度）の委託業務に関する業務管理費の2分の1を均等に負担する。

イ 比例割負担額

会場地委員会が負担する合計額（上記4(1)で算定した額）から固定割負担額（基本額）（上記4(2)アで算定した額）の合計を除いた額について、会場地市町村ごとの営業宿泊施設配宿人数（実績）により比例按分して負担する。

なお、転用施設及び民泊への配宿人数については、当該施設の確保及び配宿調整業務等を各会場地委員会が直接行うため、比例割負担額の算出対象には含まない。

5 負担額の精算

合同配宿業務委託に係る経費の精算については、県委員会と各会場地委員会の負担額を令和5年度の国体終了後に前述の算定方法に基づき確定させ、令和5年度中の県委員会が定める期日までに精算する。

6 業務分担

(1) 令和4年度〔合同配宿に係る準備業務〕

令和4年度の合同配宿に係る準備業務については、県委員会と会場地委員会で概ね以下のとおり分担する。

ア 県委員会業務分担区分

- (ア) 合同配宿業務に係る旅行業者との委託契約の締結
- (イ) 宿泊施設実態調査の実施と活用
- (ウ) 営業宿泊施設の客室確保及び総合調整
- (エ) 仮配宿（第四次）の実施及び仮配宿計画作成に係る総合調整
- (オ) 広域配宿の調整
- (カ) 宿泊意向調査の実施
- (キ) 施設別適用宿泊料金の調整
- (ク) 配宿センターの設置準備

イ 会場地委員会業務分担区分

- (ア) 配宿における各競技団体との連絡調整
- (イ) 宿泊施設実態調査の報告
- (ウ) 会場地市町村における営業宿泊施設の客室確保及び個別調整
- (エ) 仮配宿（第四次）の実施及び仮配宿計画作成並びに報告
- (オ) 広域配宿先の営業宿泊施設の客室確保及び個別調整並びに輸送業務
- (カ) 転用施設及び民泊の利用調整及び不足備品等の補完対策

(2) 令和5年度〔合同配宿本部の設置及び本配宿の実施〕

令和5年度の合同配宿業務については、以下のとおり本部事務局、支部事務局を設置して推進する。

ア 県委員会業務分担区分

- (ア) 本部事務局の設置及び運営
- (イ) 本部事務局の業務内容は、概ね以下のとおりとする。
 - ・ 合同配宿業務に係る旅行業者との委託契約の締結
 - ・ 営業宿泊施設の客室確保及び総合調整
 - ・ 仮配宿（最終）の実施及び仮配宿計画作成に係る総合調整
 - ・ 広域配宿の調整
 - ・ 宿泊意向調査の実施
 - ・ 宿舍説明会の開催
 - ・ 宿舍仮申込の実施
 - ・ 宿舍申込、変更、取消の受付業務及びそれに伴う回答業務
 - ・ 宿舍決定通知書、変更・取消通知書の送付
 - ・ 営業宿泊施設への本配宿業務
 - ・ 宿泊実績等統計処理

イ 会場地委員会業務分担区分

- (ア) 支部事務局の設置及び運営
- (イ) 支部事務局の業務内容は、概ね以下のとおりとする。
 - ・ 会場地市町村における営業宿泊施設の客室確保及び個別調整
 - ・ 仮配宿（最終）の実施及び仮配宿計画作成並びに報告
 - ・ 広域配宿先の営業宿泊施設の客室確保及び個別調整並びに輸送業務
 - ・ 宿泊意向調査等に係る各競技団体との連絡調整
 - ・ 宿泊仮申込結果の確認
 - ・ 営業宿泊施設への本配宿結果の確認
 - ・ 転用施設等への本配宿業務及びそれに伴う回答

7 その他

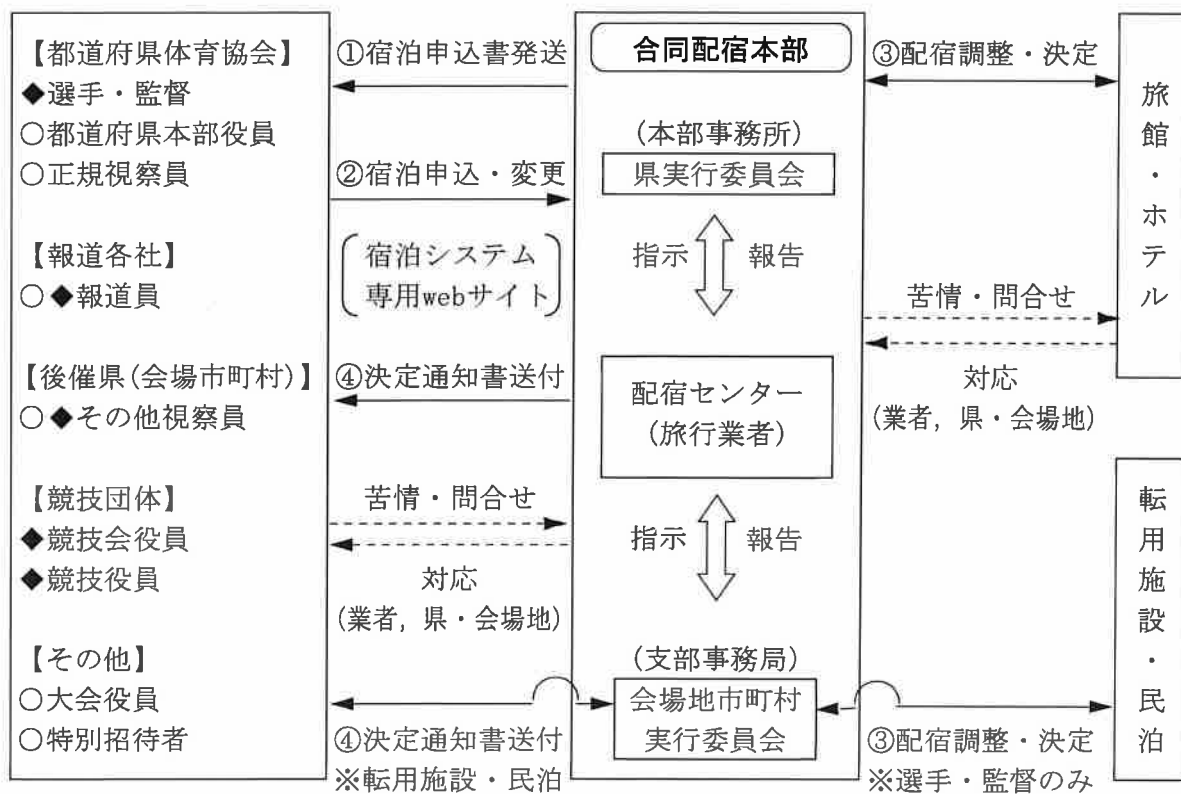
この方針に定めるもののほか、合同配宿の実施に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。

燃ゆる感動かごしま国体 合同配宿業務委託概要

年 度	業 務 内 容
令和4年度	宿泊システムの設計修正，プログラム修正，運用手順書の修正
	第四次仮配宿の実施
	配宿シミュレーションの実施
	配宿シミュレーション結果分析，充足対策等検討
	営業宿泊施設の客室確保及び食事対策
	関係機関（旅行業者，宿泊施設等）との調整
	旅行業者保有枠の確保調整
	食事提供等に関する調整及び具体策の提示
	宿泊施設実態調査の補完調査（新規，追加，変更）
	宿泊意向調査の実施
	宿泊施設別適用料金（案）の設定
	宿泊施設別適用宿泊料金の決定及び営業宿泊施設との協定書の締結
	配宿センターの設置準備（システム運用人員の配置等）
	負け帰り対策の検討
	新型コロナウイルス感染症対策の検討
令和5年度	配宿センターの設置・運営
	宿泊システムの運用
	最終仮配宿の実施及び仮配宿計画表の作成
	営業宿泊施設の客室確保及び食事対策
	宿泊施設実態調査の補完調査（新規，追加，変更）
	宿泊意向調査の実施
	負け帰り対策についての調整
	新型コロナウイルス感染症対策の検討
	宿舎説明会の実施
	宿泊仮申込調査の実施
	本配宿業務
	宿泊申込書の作成・発送
	宿泊申込受付，配宿調整等
	宿舎決定通知書の発送
	宿舎変更・取消等に関する調整
	問合せ対応
	宿泊実績等統計処理
	配宿実績に基づく県・会場地市町村負担額の確定及び精算

※ 上記委託内容は現段階の想定案であり，各業務内容の詳細及び実施年度等については，委託業者選定後に当該業者と別途協議した上で決定する予定。

<フロー図>



注：○は県実行委員会担当分（総合開・閉会式関係者），◆は会場地市町村実行委員会担当分（競技会関係者）

報告第6号 燃ゆる感動かごしま国体における新型コロナウイルス感染防止対策
ガイドライン（案）の策定について

燃 か 実 第 323 号
令和4年3月7日

各市町村国体主管課長 } 様
鹿児島県関係各競技団体の長 }

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局長
(鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会局長)

「燃ゆる感動かごしま国体における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（案）」
等の送付について（通知）

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の開催準備につきましては、日頃から格別の御理解・
御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、「燃ゆる感動かごしま国体における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（素案）」
（以下「ガイドライン」という。）について、令和4年1月31日付け燃か実第272号により意
見照会を行ったところですが、今般、いただいた意見を踏まえ、下記のとおりガイドライン
（案）を取りまとめましたので、お知らせします。

なお、今後のスケジュール（予定）については、下記のとおりです。

記

1 送付資料

- (1) ガイドライン（案）
- (2) ガイドライン（素案）の見え消し版
- (3) ガイドライン（素案）に対する意見への回答等一覧

2 今後のスケジュール（予定）

3月8日	第17回総務専門委員会	審議
3月29日	第10回常任委員会	審議
3月30日	市町村連絡会議	報告
5月下旬	第8回総会	報告
6月7日	国体委員会	協議

※ 燃ゆる感動かごしま大会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインについて
は、本ガイドライン策定後、これに準じて策定することとしています。

【問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鳴池新町10番1号
燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局
(鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会局内)
総務企画課 総務経理係 担当 隈元、吉松
電話：099-286-2865（直通） F A X：099-286-5553
E-mail：kokutai-soumu@pref.kagoshima.lg.jp

燃ゆる感動かごしま国体における

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン
(案)

【第1版】令和4（2022）年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

目 次

1	はじめに	1
2	目的	1
3	対象範囲	1
4	定義	1
5	参加者において遵守すべき事項	2
6	競技会等において実施すべき事項	4
7	宿泊、輸送	7
8	総合開・閉会式	9
9	体調不良者発生時の対応	9
10	開催の可否判断	9
11	その他	9

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、特別国民体育大会（以下、「燃ゆる感動かごしま国体」という。）の開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な大会運営を行うため、参加者が遵守すべき事項や競技会における各主体の役割分担を定めるとともに、市町村実行委員会（又は市町村。（以下、「市町村実行委員会」という。））及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策等を取りまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルスの感染状況に基づいて取りまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものである。

3 対象範囲

本ガイドラインは、燃ゆる感動かごしま国体の競技会（正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ）及び総合開・閉会式に参加するすべての者を対象とする。

4 定義

(1) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 体温37.5℃以上の発熱がある。
- ② 強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、身体が重い、疲れやすいなどの症状がある。
- ③ 咳、喉の痛み、鼻水、頭痛など風邪の症状がある。
- ④ 味覚や嗅覚の異常がある。

(2) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 医療機関や保健所から濃厚接触者と判断された者
- ② 新型コロナウイルスに感染し、医療機関や保健所から療養終了の判断が出ていない者
- ③ 同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる者（陽性者の発症2日前から、陽性者と1m以内の距離で15分以上接したことがある者）
- ④ 同居家族に体調不良者がいる者
- ⑤ 濃厚接触者の疑いがあり、医療機関や保健所から濃厚接触者認定・解除の明確

な指示が出されていない者

- ⑥ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある者
- (3) 健康アプリとは、健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」のことをいう。
- (4) 健康アプリ等とは、健康アプリまたは体調管理チェックシート（様式1，2）のことをいう。

なお、スマートフォン利用者は原則として健康アプリを利用すること。

- (5) 大会参加日とは、競技会又は総合開・閉会式に参加する日（鹿児島県在住・在勤・在学の者は「競技会参加初日（公式練習や準備業務等を含む）」、鹿児島県以外の都道府県から参加する者は、大会への参加・出場を主目的として来県する日とする。）のことをいう。

5 参加者において遵守すべき事項

(1) 共通事項（参加者全員）

- ① 参加者は、大会参加日の14日前から参加当日まで、体調不良者又は濃厚接触者等に該当する場合は、会場へ来場しないこと。
- ② 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ③ 原則としてマスクを常時、着用すること。
- ④ 大声での声援、掛け声、会話は行わないこと。
- ⑤ こまめに手洗い、手指消毒を行うこと。
- ⑥ 手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参すること。
- ⑦ 食事の際は、対面での飲食を避け、会話は自粛すること。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用すること。
- ⑧ 3密の回避に努めること。
- ⑨ 会場内では、県又は市町村実行委員会等の案内及び指示に従うこと。
- ⑩ 厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」を活用を推奨する。
- ⑪ 新型コロナワクチン接種を推奨する。
- ⑫ 大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動を毎日記録すること。なお、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、県実行委員会へ速やかに報告すること。

(2) 個別事項

① 選手・監督・選手団本部役員（チームスタッフを含む）

- ア 大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。
- イ 参加当日は、代表受付を行う場合を除き、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。
- ウ 代表受付を行う場合は、代表者が参加当日、全員分の健康アプリ等を確認した上で、会場受付へ画面提示若しくは、体調管理チェックシート総括表（様式3）を作成、提出すること。

- エ 観覧は、指定されたエリアのみで行い、一般観客エリアには立ち入らないこと。
- オ 観客との握手、ハイタッチ、会話等を行わないこと。
- カ 競技（ウォーミングアップ含む）中以外は、マスクを着用すること。

② 競技役員・競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員（ボランティアを含む）

- ア 大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。
- イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。

③ 報道員

- ア 大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。
- イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。
- ウ 取材を希望する場合には、県実行委員会が実施する報道員来会調査において事前申請すること。また取材を認められた報道員は、各競技会場において取材日ごとに受付を行うとともに、報道員IDと報道員ビブス及び自社腕章を着用すること。
- エ 取材人数は、出来る限り少なくすること。
- オ 囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、身体的距離（競技者と取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施すること。なお、指定された場所以外では取材・インタビューを行わないこと。

④ 視察員

- ア 大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。
- イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。
- ウ 視察は事前申請とし、県又は市町村実行委員会が定める手続き等に従うこと。
- エ 視察は感染防止の観点から、必要最小限の人数とすること。
- オ 会場内では、指定された場所のみで視察を行うこと。

⑤ 会場設営者

- ア 大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。
- イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。

⑥ 売店事業者

- ア 大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。
- イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。
- ウ 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、現金等の受け渡しが発生する場合はトレーを介して行うこと。
- エ 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置すること。設置できない場合は、出店（出展）者はマスクのほかフェイスシールド等を着用すること。
- オ 参加者が身体的距離をおいて並べるよう人と人との十分な間隔を空けた整列を促

すなどの対応を行うこと。

カ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意すること。

キ 設置する備品（テーブル・椅子等）は定期的に消毒すること。

ク 対面での飲食の回避及び食事中の会話の自粛、会話が必要な場合のマスク着用を促すこと。

ケ これらの感染防止対策を講じることができない場合は、出店（出展）をできないものとする。

⑦ 観客

ア 氏名及び連絡先の提出、体調管理チェックシートの記入等、県又は市町村実行委員会の要請があった場合は協力すること。

イ 飛沫感染や接触感染防止のため、以下による応援は控えること。

(ア) 大声で歌う、大声を出しての声援、掛け声、指笛

(イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

(ウ) タオル等を振り回す

(エ) ハイタッチ、肩組み

ウ 選手との握手、ハイタッチ、会話等を行わないこと。

6 競技会等において実施すべき事項

(1) 役割分担

① 県実行委員会

ア 本ガイドラインの改定及び関係者への周知を行う。

イ 感染症対策に関し、関係機関との調整を行う。

ウ 正式競技及び特別競技における感染防止対策に係わる参加条件を定める。

② 市町村実行委員会

ア 本ガイドライン等に基づき、各競技会場等における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施すること。また、当該対策や入場の可否等については、事前に参加者へ周知や提供等を行い、会場等での混乱を避けるよう努めること。

イ 健康アプリ等により参加者（競技会役員、競技会係員、競技会補助員（ボランティアを含む）、報道員、視察員、会場設営者、売店事業者、観客）の体調把握を行うこと。

ウ 提出された体調管理チェックシート等の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄すること。

③ 競技団体

ア 健康アプリ等により参加者（競技役員、競技補助員）の体調管理を行うとともに、体調管理チェックシート（競技役員、競技補助員、選手団分）については取りまとめの上、市町村実行委員会へ提出すること。

イ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を行うこと。

ウ 競技会場ごとに、感染症対策の確実な実施を促すほか、感染者が発生した際の対

応に関して総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置すること。

(2) 予防対策

① 共通事項

ア 手指衛生の励行

- (ア) 会場等では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整え、場内アナウンス等を行うこと。
- (イ) 会場等の手洗い場には、石けん（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、参加者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求めること。

イ 飛沫の抑制

会場等では、マスク（品質の確かな、できれば不織布）の着用や、大声での声援、掛け声、会話を行わないことなどの周知・徹底を図り、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じること。

ウ 3密の回避

(ア) 密閉空間の回避

選手控室、役員控室などの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により常時換気、又は定期的（目安：毎時2回以上かつ1回5分以上）な換気を実施すること。

(イ) 密集場面の回避

- (a) 会場等においては、人と人との接触を可能な限り避け、身体的距離を確保できるよう対策を講じること。
- (b) 人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じること。
- (c) 休憩時間や待合場所での密集も回避するための対策を講じること。

(ウ) 密接の回避

人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置すること。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用すること。

(エ) ゾーニングの確保

選手・監督等と観客の導線は可能な限り分け、立入禁止の掲示やロープなど、両者が交わることがないようにゾーニングに努めること。

エ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒すること。

オ 飲食の制限

飲食可能エリアにおいては、飛沫感染等を低減するための対策を講じること。

② 個別事項（エリア別）

ア 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドライ

ンに従い実施すること。

イ 受付等

- (ア) 検温の実施や、健康アプリ等により参加者の体調把握を確実にを行い、不備がある場合や、感染が疑われるような場合は、参加の辞退も含め、適切な対応をとること。
- (イ) 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置すること。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用すること。
- (ウ) 身体的距離において並べるように目印の設置等を行うこと。
- (エ) 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、事前申請や代表受付、時間差入場、動線区分等の工夫を行うこと。
- (オ) 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用すること。
- (カ) 手指消毒や共用物品（筆記用具など）の消毒を実施すること。

ウ 手洗い場所・トイレ

- (ア) 手洗い場には石けん（ポンプ式が望ましい）を用意すること。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意すること（手指を乾燥させる設備は使用しないこと）。
- (イ) 身体的距離において並べるように目印の設置等を行うこと。

エ 控室・更衣室等の諸室

- (ア) 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避けること。
- (イ) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する、または別室を用意など措置を講じること。
- (ウ) 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

オ 観客席

- (ア) 屋内競技では収容定員の50%以内とする。
- (イ) 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の50%以内とする。
- (ウ) 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1m以上）。
- (エ) 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。
- (オ) 選手団用の座席を設ける場合は、一般の観客席と分けし、極力離れた場所とすること。
- (カ) 観客席には、応援時の禁止事項や観戦時の注意事項等を掲示すること。
- (キ) 可能な限り感染防止対策を行ったうえで、原則、有観客とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合には、無観客を検討すること。
- (ク) 無観客とする場合は、予め、県実行委員会と協議するとともに、インターネット配信等の代替措置を可能な限り講じること。
- (ケ) 観客数が5,000人超の競技会を実施しようとする場合は「感染防止安全計画」を策定し、県実行委員会へ提出すること

カ 取材エリア

- (ア) 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知すること。
- (イ) ミックスゾーンは原則として設置しないこととし、設置する場合は柵などで身体的距離を確保し、3密を避けること。
- (ウ) 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保するほか、オンラインでの実施等も検討すること。

キ おもてなし、売店、休憩所等

- (ア) 3密の回避や身体的距離の確保など、感染防止対策を講じること。
- (イ) 食事可能エリアにおいては、対面飲食の回避など飛沫防止の対策が講じられるよう売店事業者等へ指導すること。
- (ウ) 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意すること。
- (エ) 十分な感染対策が講じられない場合は、設置の中止を検討すること。

③ 各種会議、開始式、表彰式

ア 各種会議

監督会議等については、会議の運営方法や伝達事項、議題等の見直しを行った上で、書面やオンライン開催など、実施方法について検討すること。

イ 開始式、表彰式

- (ア) 各競技会の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。諸般の事情により実施する必要がある場合には、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じること。
- (イ) 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じること。
- (ウ) 競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。

7 宿泊、輸送

(1) 宿泊

① 県実行委員会及び市町村実行委員会が実施（合同配宿業務）

ア 配宿予定の宿泊施設に対し、宿泊施設説明会等の機会を通じ、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）の遵守を依頼すること。

イ 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について宿泊申込のWebシステム等により協力依頼を行うこと。

② 市町村実行委員会及び各競技団体が実施（合同配宿業務の対象とならない公開競技、デモンストレーションスポーツ等）

宿泊者に対し、参加申込等の機会を通じ、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行うこと。

【宿泊に当たっての留意事項】

ア 基本的な感染防止対策の徹底

- (ア) 身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
- (イ) 原則としてマスクを着用する。
- (ウ) 定期的に手洗い、手指消毒を行う。
- (エ) 入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
- (オ) 宿泊施設滞在中の外出は、地域における感染状況や医療体制を十分考慮して必要性を判断する。

イ フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース

- (ア) フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
- (イ) ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して3密を避ける。

ウ 客室

- (ア) 同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。
- (イ) 定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合は常時換気を行う。
- (ウ) トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。

エ 食事会場

- (ア) 会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
- (イ) 会場での着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
- (ウ) 食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

オ 浴室等

浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会話を控える。

(2) 輸送

① 公共交通機関等における感染予防

参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は、マスクの着用及び会話の自粛、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底するとともに、感染予防について交通事業者の指示があった場合には、これに従うこと。

② 県実行委員会が実施

バス事業者に対し、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(日本バス協会)及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)に沿った感染予防対策(バス車内における手指消毒剤の装備、運行中の車内換気、仕業終了後の車内消毒等)の確実な実践の遵守を依頼する。

③ 市町村実行委員会及び各競技団体が実施

ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン(「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(日本バス協会)、及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)並びに「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(全国ハイヤー・タクシー連合会))の遵守を依頼すること。

イ バス等利用者に対し、以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行うこと。

【バス等利用に当たっての留意事項】

- (ア) 基本的な感染防止対策の徹底
 - (a) 原則としてマスクを着用する。
 - (b) 飲食はできる限り控え、食事中の会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。
 - (c) 乗車前に手指を消毒する。
- (イ) 乗車時及び降車時
 - (a) 乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。
 - (b) 通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。
- (ウ) 乗車中
 - (a) できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
 - (b) 往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

8 総合開・閉会式

総合開・閉会式は、本ガイドライン等に準ずる。

9 体調不良者発生時の対応

「燃ゆる感動かごしま国体 体調不良者対応マニュアル（仮称）」を別途、定める。

10 開催の可否判断

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

11 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。

『燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会』いちき串木野市開催準備計画

年 度		平成30年度(2018)	令和元年(平成31年)度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年(2022)	令和5年度(2023)
開催年前		2年前	1年前	(開催年)	2年前	1年前	(開催年)
国体開催都道府県		福井県(9/29~10/9)	茨城県(9/28~10/8)	鹿児島県(10/3~10/13) ※令和5年度へ延期	三重県(9/25~10/5) ※中止	栃木県(10/1~10/11)	鹿児島県(10/7~10/17)
開催までの流れ		九州ブロック国体開催	高校総体開催 (バスケットボール)	リハ大会開催 (バレーボール)			リハ大会開催 (車いすバスケットボール)
準備組織等		組織体制の充実	国体推進係の設置		シティセールス課へ業務移管	国体推進係の設置	
市推進組織		実行委員会 常任委員会 専門委員会	市リハ大会実施本部 実行委員会 常任委員会 専門委員会	市大会実施本部 実行委員会 常任委員会 専門委員会	実行委員会 常任委員会 専門委員会	市大会実施本部 実行委員会 常任委員会 専門委員会 (計画・要項等の一部修正)	市大会実施本部 実行委員会 常任委員会 専門委員会
				国体・大会は令和2年度開催を中止↓令和5年度開催へ			燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の開催
全体計画		開催準備計画	開催準備計画の一部変更	開催準備計画の一部変更	開催準備計画の一部変更		大会実施報告書
総務・企画	文化催事	文化プログラム該当事業等の調整	文化プログラムの実施			文化プログラム該当事業等の調整	文化プログラム実施
	会場管理	競技会会場・練習会場施設整備	会場係員編成計画 競技会会場等の点検・整備			会場係員編成計画 競技会会場等の点検・整備	会場係員編成計画 競技会会場等の点検・整備
	行幸啓・お成り	県行幸啓本部との連携	行幸啓本部対応			県行幸啓本部との連携	行幸啓対応
	広報・市民運動	広報基本計画 広報活動の推進	広報活動の推進	広報活動の推進	広報活動の推進	広報活動の推進	広報活動の推進
		運営ボランティア募集要項 協賛取扱要項 花いっぱい運動実施要項 市民運動推進基本計画	運営ボランティアの募集・研修 協賛募集 花いっぱい運動の実施 市民運動の推進	花いっぱい運動の実施(規模縮小) 市民運動の推進	運営ボランティア募集・研修 協賛募集 花いっぱい運動の実施	運営ボランティア募集・研修 協賛募集 花いっぱい運動の実施	運営ボランティア募集・研修 協賛募集 花いっぱい運動の実施
		市民運動推進基本計画	市民運動の推進				
競技・式典	歓迎・イベント	関連イベント等検討・実施	関連イベント等の実施	関連イベント等検討・実施			
	競技運営	リハーサル大会開催基本計画 競技会運営基本計画 記録業務計画	本大会運営計画(各競技実施要項等) 競技役員等編成・養成 記録本部	競技別プログラム作成 記録本部		本大会運営計画(各競技実施要項等) 競技役員等編成・養成(競技団体) 記録本部	競技別プログラム作成 記録本部
	競技用具	施設及び競技用具整備計画	競技用具等の点検・整備		競技施設及び競技用具等の点検・整備		
	競技施設	競技施設整備	競技施設の点検・整備				
	式典	式典基本計画 式典実施要項	式典本部 炬火リレー実施要項 走者募集			炬火リレー実施要項 走者募集・リレー実施	実施本部
宿泊・衛生	宿泊・弁当	宿泊基本計画 弁当調達要項	宿泊施設等調査、県実行委員会との連携、その他宿泊関連業務の推進 弁当調製施設選考基準 標準献立等県実行委員会との連携	配宿計画	宿泊施設等調査、県実行委員会との連携、その他宿泊関連業務の推進	配宿計画	配宿計画
	医療	医事衛生基本計画 医療救護要項	医療救護本部			医療救護本部	医療救護本部
	衛生	環境衛生・防疫対策要項	食品衛生対策要項 食品衛生講習会		環境衛生・防疫対策の検討 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインの策定	食品衛生講習会	食品衛生講習会
	観光物産 (売店、おもてなし等)	歓迎接待基本計画	売店設置運営要項 案内所・休憩所計画 歓迎装飾等計画	売店募集 会場内売店管理 おもてなし協力団体募集 歓迎装飾等の設置		売店募集 おもてなし協力団体募集 歓迎装飾等の設置	
輸送・交通	輸送・交通	輸送交通基本計画	交通係員配置計画 輸送交通実施計画 交通誘導案内標識計画	輸送本部		輸送交通実施計画 交通係員配置計画 交通誘導案内標識計画	輸送本部
	消防・警備	消防防災・警備基本計画	消防防災・警備業務実施要項	消防警備本部			消防警備本部

※『燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会』いちき串木野市開催準備計画は、進捗状況等に応じて、随時変更を行うものとする。